

(案)

複合機による複写サービス等に関する契約書（案）

契約期間：令和7年 月 日～令和12年8月31日

(案)

複合機による複写サービス等に関する契約

沖縄県病院事業局長 本竹 秀光（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、複合機による複写サービス等に関する契約を次のとおり

締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に複写サービス等を提供するに際し、複合機の適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品等を円滑に供給すること及び甲がこれに対して複写サービス等料金を支払うことを目的とする。

（契約の対象地区・範囲）

第2条 この契約の対象範囲は、別紙1の機関とする。

（複合機の機種及び設置機関等）

第3条 複合機の機種及び設置機関等は、別紙1のとおりとし、乙は、別紙1の設置年月日（以下「指定日」という。）までに複合機を搬入、設置し、複合機が正常な状態で稼働し得るように、ネットワーク接続及び各機能の設定等を完了しなければならない。

2 複合機の共通仕様等については、別紙2のとおりとする。

3 乙は、複合機のFAX機能について、甲が指定する短縮ダイヤル等の設定と指導を行うものとする。

4 乙は、複合機のプリンタ機能、スキャナ機能等について、別紙1の設置機関が指定するパソコンから当該機能を使用出来るよう別途指定するIPアドレスやドライバー等必要な設定と指導を速やかに行うものとする。ただし、HUBやケーブルの敷設は含まない。

5 複合機の搬入、設置及び各機能の設定や指導等に要する一切の費用は乙の負担とする。

6 複合機が指定日の前日までに搬入された場合、指定日の前日までに発生する複写サービス等に係るすべての費用は乙の負担とする。

（契約期間等）

第4条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約であり、契約期間は、契約締結日から

(案)

令和 12 年 8 月 31 日までとする。

- 2 令和 8 年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。
- 3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金は、沖縄県病院事業局財務規程第 133 条第 1 項の規程に基づき、契約金額を 60 で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上とする。(または、沖縄県病院事業局財務規程第 133 条第 2 項の規程により免除。)

(権利義務の譲渡等)

第 6 条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(複写サービス等料金)

第 7 条 複写サービス等料金は、白黒複写等の片面 1 枚につき 円 銭、カラー複写等の片面 1 枚につき 円 銭にそれぞれの枚数を掛けた額の合計に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。

- 2 なお、複写サービス等料金は、この契約書及び別紙 2 に基づく複写サービスの提供に要する一切の費用を含むものとする。

(複写サービス等料金の請求)

第 8 条 乙は、原則として毎月末日に、甲の指定する者の確認を受けて、複写サービス等利用枚数を算出し、翌月に複写サービス等料金(消費税及び地方消費税を含む。)を甲に請求するものとする。なお、乙による自動検針等が可能な複合機については、前述の甲の指定する者からの報告を免除することができる。

- 2 料金計算上生じた 1 円未満の端数は切り捨てる。
- 3 複写サービス等料金の算出に当たり、白黒複写等にあつては月の総利用枚数の 2 % を、カラー複写等にあつては月の総利用枚数の 3 % を、乙の責に帰すべき原因による不良の複写とみなし、それぞれの総利用枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げるものとする。
- 4 請求書に記載する宛名及び請求書送付先住所は別紙 1 のとおりとする。

(案)

(複写サービス等料金の支払い)

第9条 甲は、乙から適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に複写サービス等料金を支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により複写サービス等料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(複合機の保守等)

第10条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように、3ヶ月に1回以上、点検と調整を行うものとする。

2 乙は、機器障害の認知後2時間以内に修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙は、前2項の規定により点検、調整又は修理（以下「保守等」という。）を行ったときは、その結果を乙が定める様式等により甲に報告しなければならない。なお、保守等の作業にあたる技術員は、複写サービス提供機器のメーカーの者、又はその機器のメーカー研修を終了した者とする。

4 保守等は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

5 乙は、甲の承認を得たうえで、乙の指定する者（以下「丙」という。）に複合機の保守等を行わせることができる。この場合、前4項の規定は、丙が行う保守等について準用する。

6 乙は、前項に基づき丙が行う複合機の保守等について、丙に必要な指導及び監督を行わなければならない。

7 乙が、自動検針等を行う場合は、甲が別に指定する複合機の設定等に従い通信時のセキュリティを確保しなければならない。また、通信障害等によりセキュリティを確保できない恐れが生じた場合には、障害原因の切り分けを行うものとする。

8 保守等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(複合機等の品質保証)

第11条 乙は、複合機の品質が低下し、甲の業務に支障をきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかに複合機の交換を行うものとする。これに要する費用はすべて乙の負担とする。

(消耗品等の供給)

(案)

第 12 条 乙は、甲の通知等により、正常な品質を保証するために消耗品等の取り替えが必要と認めるときは、速やかに当該消耗品等を取り替えるものとする。また、予備消耗品等の不足を知ったときは当該消耗品等を供給するものとする。これらに要する費用はすべて乙の負担とする。

2 前項の消耗品等に用紙及びステイプル針は含まないものとする。

(複合機及び消耗品等の所有権)

第 13 条 複合機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。

2 甲は、複合機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複合機等の現状を変更するような行為及び消耗品等を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(設置機関等の変更)

第 14 条 甲は、第 3 条に規定する複合機等の設置機関等を変更する必要がある場合には、事前に乙に通知し、乙はこれに応じて複合機の移動を行うものとする。これに要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

2 前項の規定により複合機の設置機関等を変更した場合は、第 3 条を準用する。

(保険)

第 15 条 乙は、乙の負担で複合機に動産総合保険を付保するものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、第 1 号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が、第 1 号又は第 2 号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲はこれによって生じた乙の損

(案)

害についてはその責を負わない。

(暴力団排除に係る契約解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をせず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において乙は違約金としてこの契約に基づく支払金額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。
- 3 乙は、第 16 条第 1 項各号の一に該当するときは、甲が契約の解除をするか否かを問わず、賠償金としてこの契約に基づく支払金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。ただし、同条第 1 項第 1 号から第 4 号のうち審決の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(機密の保持)

第 19 条 乙又は丙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

(案)

- 2 乙又は丙は、甲に複合機に関するセキュリティ保持の情報提供及び指導を行うものとする。
- 3 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去する複合機について、当該複合機内のハードディスクの残存データを消去し、ハードディスクを磁氣的又は物理的に破壊するとともに、その証明を甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(契約の解除)

- 第 21 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由無く契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が提供する複写サービス等について、第 1 条に掲げる目的を履行する見込が無いと認めるときは、契約を解除することができる。
 - 3 契約期間内において、設置機関の統廃合等の事由により甲が個別に複合機の撤去を求めた場合は、当該複合機に係る契約の一部は解除されるものとする。
 - 4 前 3 項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(複合機及び消耗品等の撤去)

- 第 22 条 第 4 条、第 16 条、第 17 条又は前条の規定によりこの契約が解除又は一部解除された場合は、該当する複合機及び消耗品等を速やかに撤去しなければならない。
- 2 前項に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

(その他)

第 23 条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 24 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(案)

令和7年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県病院事業局長 本竹 秀光

乙 (住所)
(商号又は名称)
(氏名)

(案)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。

以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち

(案)

出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようと

(案)

する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(案)

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。